

資料編



1 ヒアリング調査の結果概要

●関係機関等へのヒアリング調査の実施（再掲）

目的	地域の住民・関係機関等へのヒアリング調査を通して、地域における福祉課題、今後の地域福祉活動のあり方、地域福祉活動推進における関係機関・住民・社協等の連携のあり方等に関する意見や要望等を把握する。
対象者・団体	町会・自治会、小地域福祉委員会、ふれあいサロン、生活支援員、住民参加型在宅福祉サービス協力員、ボランティア、社協寄付者、社協会員、社協事業利用者、福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、医療機関、保健センター、企業、学校、学生 など
対象人数・団体数	個人：59人、団体：6団体、計65件
実施期間	平成28年2月15日（月）～平成28年3月18日（金）
実施体制	社協の職員20人で対象者・団体のもとに出向いて、個別にヒアリング調査を実施

●ヒアリング調査の結果のまとめ

内容	具体的意見
活動者が高齢化している（若い人や活動者の確保が必要）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動（町会・自治会等）の役員が高齢化している。 ・運転ボランティアや学校向けボランティアスクールの講師が高齢化している。 ・なり手がいない（新しい人を拒む風潮もある）。 ・定年になっていきなり地域と関わっていくのは難しい。 ・若い人が活動を継いでくれない。次世代育成が非常に重要である。 ・潜在的なボランティア活動の希望者は多い。 ・依頼数は増加しているが、活動できる会員の数は少ない。
活動者への支援が求められる	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者のモチベーションを保つのが難しい。 ・活動者の気持ちを満足させるような施策があっても良いのではないかと。 ・地域と一緒に活動してくれる人がいない。定年まで仕事をしていて地域との関わりが薄い。
社協体制を強化する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体へ助成することによる費用対効果が薄い。 ・団体の中には助成を受けている意識が低い団体もある。大きな予算規模の中でごく一部への助成となっている。 ・業務の方向性や予算決定が部署に委ねられていて、法人として統括できていない。 ・新規事業の提案がほとんどない。 ・評議員の人数が多すぎて議論ができていない。 ・専門的な内容（身体介護など）は実際の活動には活かしきれない面もある。

内 容	具体的意見
社協内の連携・情報共有、他機関との連携が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部署固有のデータベースを使っている。 ・ 特定の部署での対応だけではなく、他部署や関係機関との連携が必要。 ・ 多様化、複雑化するニーズやケースへの対応が必要。 ・ やみくもに人材募集や寄附金募集をしても難しい。 ・ 相談に乗ってみたら、他の部署で相談しているケースだったこともある。 ・ 支援が必要だと思われるのに支援を拒んでいる人を、他の部署や事業でみまもることができない。
広報・情報発信が重要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターが知られていない。 ・ ホームページは興味がなければ見ない。 ・ 社協が行っている他の事業を知らない。 ・ ボランティアは敷居が高い。やる前にどう伝えるかが課題。 ・ 地域福祉活動助成金（町会・自治会助成金）を受領しても、それが社協からだとわかっているのは町会・自治会役員のごく一部だけで、多くは区からの助成金だと思われる。
貧困・低所得者への支援が求められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得世帯の子どもへの学習支援は全国的な課題で、区内でも潜在的な存在が推測される。 ・ 1人親の世帯の方は収入が厳しく、学費の工面が難しい。 ・ 母子世帯の場合、母子福祉資金が考えられるが、連帯保証人がいなく、使えない世帯がほとんどであること、公立高校不合格の為、私立高校へ進学をせざる得ない世帯もいることから、生活福祉資金の必要性は大いにあると考えられる。
増加する・多様化するニーズへの対応をどうするか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護担当の事業件数が毎年増加している。 ・ 現体制のままでは増加するニーズへの対応が困難な状況となることが推測される。 ・ 今後の方向性や対策を検討する必要がある。 ・ ニーズの多様化により個別的対応を要するケースが増えている。 <p>(例)</p> <p>DVDや本の返却をお願いしたい(→「生活に必要な家事援助」という内容から不可)。</p> <p>郵便物を出してほしい(→万が一郵送物が届かない場合に責任を取れない)。</p> <p>ペットの世話等の支援(→依頼数としては少ないが本人への支援ではない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すぐには事業化などの対策は出来ない。数年をかけて立ち上げていかないと難しい。 ・ 今後の方向性や対策を検討する必要がある。

内 容	具体的意見
より広範な支援への取り組みが課題	<ul style="list-style-type: none"> • 区外施設入所者について市民後見人が受け皿になっていない。 • 現時点でも事業を熟知するベテラン職員が少ない。
子ども向けの支援が求められる	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のみまもりでも高齢者に偏りすぎている。 • 地域の子どもの関わりがない。行政から相談されるのは事態が重くなってからで、早いうちから関わればと思うことも多い。
孤立しがちな人への支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 集合住宅のみまもりが難しい。 • 男性の居場所がない。
グレーな人への支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の人にはボランティアセンターがケア（フォロー）していると思っている。 • グレーな人の活動希望を断っているが、今後はどうするか。
災害時への対応が重要	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き訓練は必要。 • 防災訓練が必要。 • 社協と町会の連携の確保が大切。
償還期間中のフォローアップが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 資金返済の滞納者が増加している。償還期間中のフォローアップが必要となる。
相談支援を充実させる（特に子どもの学費に対する相談）	<ul style="list-style-type: none"> • 制度は整備されているが、生業などはほとんど借り入れできない現状がある。 • 母子福祉資金は初期費用（入学金等）の貸付には不向きで、教育支援資金を紹介しているが、所得制限で対象外になるケースがある。 • いくら良い制度があっても借りられないのであれば意味が無い。 • 子どもの学業などを背景とした資金貸付に対する要望が多い。 • 国と所管との調整となってくるため、事務レベルでは解決できない。 • 補助（委託）先に働きかけるしかないが、財源の確保が問題で実現は難しい。

2 パブリックコメントの結果概要

●パブリックコメントの実施（再掲）

目的	「第3次墨田区地域福祉活動計画」の中間報告とそれに対する意見を集約し、計画に反映させる。
実施期間	平成29年1月11日（水）～平成29年2月10日（金）
公開対象	「（仮称）すみだいきいきプラン 第3次墨田区地域福祉活動計画【後期計画】（平成29年度～平成33年度）（中間のまとめ）」
周知方法	○区のお知らせ（平成29年1月11日号） ○社会福祉協議会ホームページ ○社協だより（平成28年12月1日号）
公開方法	○閲覧場所の設置 すみだボランティアセンター、すみだボランティアセンター分館、墨田区役所に閲覧場所を設置 ○ホームページによる公開 中間のまとめのデータを掲載
意見提出方法	閲覧場所、郵送、ファクシミリ、メールで受付
意見募集の結果	意見者数：5人（計16件）

●パブリックコメントのまとめ

意見・提案の概要	意見・提案に対する社会福祉協議会の考え方
多くの人が社協の役割や活動を知ろうとしない現実があり、町会・自治会への訪問や総会などの機会でも、多くの人に社協のことを聞いてもらう必要があると思います。	町会・自治会への訪問を引き続き行うとともに、地域担当制による広報活動も積極的に行います。
年齢とともに活動を次の若い人たちへ引き継ぎたいと考えていますが、地域に若い人がおらずに苦慮しています。何か新しいアイデアがあればと考えております。	拠点型ふれあいサロンやセミナーなどを実施し、新たなコミュニティ活動が始まるよう支援していきます。
町会で子どもの貧困が話題となり、何らかの活動することになりました。今後の課題として、どのように対応すれば良いのか、良い考えがあれば教えてください。	学習支援や子ども食堂などの活動団体に対し支援をします。具体的な対応方法は個別にお伝えします。
「中間まとめ」につきましては、大変良くできていますので、ぜひ参考とさせていただき、町会活動に反映させていきたいと思っています。	関係団体との連携は活動計画の遂行に不可欠ですので、今後とも連携に努めていきます。
福祉に対する関心に温度差があるため、職員の地区担当制は大変良いと思いますが、担当者との相互理解を図るには、かなり努力が必要になると思います。	地区担当制の実施方法は他社協とも連携して研究しています。墨田区に合った体制を整備する予定です。

意見・提案の概要	意見・提案に対する社会福祉協議会の考え方
ボランティア活動や福祉活動に興味・関心を持ってもらうために、学校や地域と連携して、年間を通した「学ぶ」「見る」「体験」のカリキュラムが必要と思います。	学校や教育委員会との連携を強化し、ボランティアスクール活動を促進していきます。
今後、このプランに命を吹き込むには、どのような活動が実際に必要なのかを、社協の独り歩きにならないよう考えていってほしいです。	計画の推進にあたっては、住民の方々も参加する評価・推進チームを組織して行います。
社協の運営は、墨田区地域福祉計画に準拠するものであるが、連携・協働・補完の観点から縛られやすく、社協の独自性が発揮されても良いのではないかと考える。	独自性を発揮する事業として、地域担当制、市民後見制度等があります。
人員の配置転換は、仕事の特殊性を考慮してグループ内を原則とし、異動の無い人の存在や出先からセンターへの逆異動も有るべきと考える。	人員の配置転換に関しては、組織全体のバランスを保ちつつ、仕事の特殊性にも配慮していきます。
大きな問題点は地域包括支援であり、成年後見人の充実や、区の空き施設・空き学校・空地を特養施設に充てるなど、区行政に積極的に提言することがひっ迫している。	必要に応じて、区への提言は引き続き行っていきます。
近隣との交流が疎遠になっている中、町内会などを親睦の媒体として町内会館やコミュニティー会館・公的機関・銭湯などどう関わっていくかが課題と考える。	地域福祉プラットフォームの設置等において、区内施設の利用についても検討します。
近親者介護で離職する人たちへのバックアップと積極的支援の広報活動、これから介護が必要になる人たちへの講演会の実施などをさらに行う必要がある。	地域包括ケアに関わる社協としても、課題を整理し、関係機関と連携しながら対応します。
法人後見事業と法人後見支援員配置に注目する中、成年後見制度利用促進法は、後見人による被後見人の財産着服防止が強調され、審議中の法改正の通過が急がれる。	成年後見制度利用促進法に基づいて成年後見制度利用の促進を総合的かつ計画的に推進します。
区に資金的援助の多くを頼っている現状では自主独立は遠く、財源確保のために寄付や収入の得られる事業の確立も必要であり、通信教育事業も一考である。	自主財源の確保については長年の社協の課題であり、引き続き検討していきます。
区に太いパイプを持ち、交渉力が高く、区に物申せるトップの存在が理想であり、付加価値が高いがリスクのある受諾物件をこなせる人材の確保と育成が急務である。	会長等に関しては、区との関係性が深い人材となっています。
社協運営の一つとして、常時対応が求められることから、土日祝日の開業もゆくゆくは必要になるのではないかと。	現在も土日祝日も部署によっては対応しています。常時対応については、今後検討します。

3 墨田区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 墨田区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢社会並びにノーマライゼーション社会に対応して、新しい社会福祉の理念に基づき、墨田区における住民主体による地域福祉活動計画を策定するため、墨田区地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、墨田区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の会長が委嘱又は任命する委員20名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本協議会の役員
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 町会・自治会の役員
- (5) 社会福祉施設の代表者
- (6) 障害者団体の関係者
- (7) 高齢者団体の関係者
- (8) 児童・教育関係者
- (9) ボランティアの代表者
- (10) NPOの関係者
- (11) 墨田区職員
- (12) その他関係者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
3 委員長は、会議を主宰し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 委員会は、会長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

- (1) 墨田区地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 墨田区地域福祉活動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 墨田区地域福祉活動計画の見直しに関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会の設置)

第7条 委員会は、第5条の計画の策定又は見直しに当たって必要と認めるときは、作業部会を設置することができる。

(関係者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、関係者又は作業部会の委員の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、協議会事務局に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から適用する。
この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

(2) 墨田区地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏名	役職等	選出区分
◎鎌形 由美子	墨田区社会福祉協議会副会長	本協議会役員
○静間 宏治	KT 福祉研究所 研究員	学識経験者
野原 健治	社会福祉法人興望館館長	社会福祉施設代表者
吉田 政美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	民生委員・児童委員
勝又 朝子	手話サークル「すみだ」	ボランティア代表者
大嶋 直美	要約筆記サークル「ほたる」代表	障害者団体関係者
齋藤 正樹	太きみまもりネットワーク事務局長	その他関係者 (小地域福祉活動関係者)
伴 道子	墨田区市民後見人	その他関係者 (権利擁護関係者)
山本 文子	墨田区主任児童委員	その他関係者 (おもちゃサロン関係者)
佐々木 真貴子	墨田区みどり高齢者支援総合センター職員	高齢者団体関係者
西尾 勝男	押上西和町会会長	町会・自治会役員
青木 剛	墨田区福祉保健部長	墨田区職員
栗田 陽	墨田区社会福祉協議会事務局長	その他関係者 (社協職員)

役職等は平成 28 年 7 月 21 日現在

任期：平成 28 年 7 月 21 日～平成 30 年 7 月 20 日

◎委員長、○副委員長